

水道を使うのすべての人へ 水道部からのお願ひ

**開栓・休栓の申し込みは
お早めにお願ひします**

引っ越しシーズンとなる3月・4月は、開栓・休栓の申し込みが集中し、申し込み後、すぐに開栓・休栓ができない場合があります。水道の開栓・休栓をする場合、希望の日が決まったら、まずは彦根市上下水道料金お客様サービスセンター（受託事業者㈱エコシティサービス）へご連絡ください。

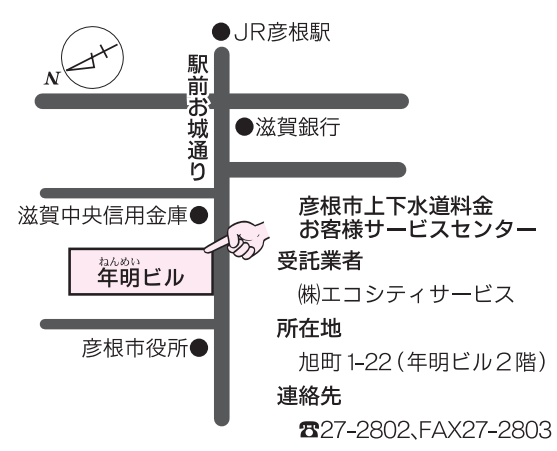
雨水道部では、平成20年10月1日から窓口開設日や営業時間の拡大など、サービス向上を目的に、業務の一部を民間委託し、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターを設けています。

彦根市上下水道料金お客様サービスセンターで利用できるサービス

- ① 水道使用の開始・休止（開栓・休栓）・名義変更の申し込み
 - ② 水道料金・下水道使用料のお支払い
 - ③ 口座振替などの支払い方法のご相談
 - ④ 検針に関するお問い合わせ
- 窓口開設時間** 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時



▲彦根市上下水道料金お客様サービスセンター所長の伊藤です。



給水工事の申し込みは

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事（新築・増設・改造）をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、必ず着工前に彦根市指定給水装置工事業者を通じて雨水道部への給水申し込みをしてください。

また、水道の給水に関する工事は、法

市民課からのお知らせ

3月14日・21日・28日・4月4日の土曜日午前中は、窓口業務を行います

雨水道課では、転入や転出、転居に伴う住民異動が多い3月、4月の窓口の混雑緩和を図るため、次のとおり窓口業務を行います。

- 業務日 3月14日・21日・28日・4月4日の土曜日
- 業務時間 午前8時30分～正午
- 業務の内容
 - ◇住民票や戸籍などの各種証明書の発行
 - ◇転入届や転出届、転居届など住民異動届の受付
 - ◇戸籍届の受付（受付のみで受理はできません）
 - ◇印鑑登録の受付と印鑑登録証明書の発行
 - ◇外国人登録の受付と証明書の発行

※住民票広域交付、住民基本台帳カード業務、公的個人認証の電子証明書申請等はできません。

※庁舎正面出入口をご利用ください。

※ポルトガル語の通訳も待機します。

3月2日(月)は午後3時から電子証明書発行ができません

ネットワーク機器の入れ換えのため、3月2日(月)の午後3時以降は、公的個人認証の電子証明書発行ができません。ご了承ください。

住所が変わる場合は、届け出が必要です

引っ越しなどが大変多くなる時期を迎えます。市内外に引っ越しをし、住所が変わる場合、手続きが必要です。そこで、住所が変わる場合に必要な代表的な届け出を下の表で紹介します。

また、受付窓口は、年度末・年度初めは、大変混雑します。特に月曜日と金曜日は混雑が予想され、待ち時間が長くなります。できるだけほかの曜日をご利用ください。

なお、毎週木曜日（祝日を除く）は、午後7時まで窓口業務を延長していますので、ご利用ください。

問い合わせ先 雨水道課 ☎30-6111番、FAX22-1398番

住所が変わるときには、届け出が必要です

種類	どんなときに必要か	届出期間	窓口に持参するもの
転入届	ほかの市町村や国外から彦根市に引っ越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	◆転出証明書（旧住所の市町村で発行） ◆窓口に來られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に來られる人と彦根市において同一世帯でない人の転入届については、委任状が必要
転居届	彦根市内で引っ越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	◆窓口に來られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に來られる人と彦根市において同一世帯でない人の転居届については、委任状が必要 ◆国民健康保険証（加入している人のみ） ◆介護保険証（加入している人のみ） ◆写真付き住民基本台帳カード（彦根市で交付している人のみ）
転出届	彦根市からほかの市町村や国外に引っ越すとき	転出（予定）日のおよそ14日前から転出後14日以内	◆窓口に來られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に來られる人と彦根市において同一世帯でない人の転出届については、委任状が必要 ◆印鑑登録証（登録している人のみ） ◆国民健康保険証（加入している人のみ） ◆介護保険証（加入している人のみ） ◆後期高齢者医療被保険者証（該当する人のみ）

注意点 ◆国外からの転入は、転出証明書の代わりにパスポート、戸籍の附票（本籍が彦根市でない人のみ）が必要です。
◆同居人として転入、または転居する時は、世帯主の同意が必要です。

※窓口に來られる人の本人確認ができる書類

① 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など官公署が発行した書類のいずれか1点
② ア【健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）、年金手帳（証書）、印鑑登録証など】のいずれか2点
イ【学生証、法人が発行した身分証明書など】のいずれか1点と上記アのいずれか1点
※いずれも持っていない場合は、後日、本人あてに届出があったことを通知します。

令の基準に適合することを確保するため、水道法や市条例の規定により彦根市指定給水装置工事業者が施工することが定められています。彦根市指定給水装置工事業者は、彦根市ホームページ（雨水道部工務課）に掲載しています。

水道料金は期限内にお支払いを

水道事業は、水道をご利用になるお客様からお支払いいただく水道料金によって成り立っています。お支払いいただいた水道料金は、生活に必要な水を安定的に供給し続けるための大切な命綱です。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払いください。

期限内にお支払いがない場合、督促を開始した時から、料金とは別に手数料が加算されます。じゅうぶんご注意ください。なお、督促を放置されますと、弁護士を通じて簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

検針にご協力ください

メーターボックスの上には、物などを絶対に置かないようしていただき、検針にご協力をお願いします。

水道を使用する人は、市条例の規定により、善良な管理をしていただくことになっていきます。

問い合わせ先 雨水道部業務課 ☎22-2722番、FAX24-4054番

平成20年度彦根市水道事業事業評価報告書を公表しました

彦根市の水道事業について、平成16年度に「彦根市水道事業中期経営計画」を策定し、現在、これに基づき経営を進めています。この計画の取り組みの一つとして、公募委員や有識者で構成する、「彦根市水道事業評価委員会」を設置し、事業評価制度を実施しています。

この事業評価制度は、水道事業を市の外部から評価し、その結果を公営企業としての経営に活かすためのものです。

平成20年において、合計5回の委員会を開催し、平成19年度事業についての評価結果を「平成20年度彦根市水道事業事業評価報告書」としてまとめました。この評価報告書は、市役所1階情報公開コーナーまたは、市役所2階の雨水道部窓口でご覧いただけるほか、彦根市ホームページにも掲載しています。ご覧ください。

問い合わせ先 雨水道部業務課 ☎22-2722番、FAX24-4054番